

## 資源管理協定の中間時検証について

作成年月日：令和7年2月5日

作成者：海外まき網漁業協会 遠藤 久

### <基本情報>

協定の情報	協定の名称	かつお、きはだ及びめばちに関する海外まき網漁業の資源管理協定		
	対象の水域	中西部太平洋条約海域、インド洋協定海域		
	対象の資源	かつお 中西部太平洋条約海域（資源管理基本方針別紙3-3）、きはだ 中西部太平洋条約海域（資源管理基本方針別紙3-5）、めばち 中西部太平洋条約海域（資源管理基本方針別紙3-1）、かつお インド洋協定海域（資源管理基本方針別紙3-4）、きはだ インド洋協定海域（資源管理基本方針別紙2-35）、めばち インド洋協定海域（資源管理基本方針別紙2-41）		
	対象の漁業	海外まき網漁業（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第2条第7項に掲げる大中型まき網漁業のうち、大中型まき網漁業の制限措置の公示の別記に掲げる操業区域9又は操業区域10を含むものをいう。）		
	協定の有効期間	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで		
検証の日程等	中間時検証（有効期間の2分の1）	終了時検証	備考	
	令和6年度	令和8年度(予定)	インド洋協定海域には令和4年4月から令和6年12月まで出漁していない	

### <取組の概要と評価（対象の資源ごとに作成）>

対象の資源名	かつお 中西部太平洋条約海域（資源管理基本方針別紙3-3）							
対象資源の総漁獲量に対する 協定参加者の漁獲量の割合(令和4年度)	中西部太平洋条約海域における令和5年の総漁獲量（全世界）は164.8万トン。これに対し、協定参加者による漁獲量は10.3万トンであり、海域全体の約6.2%を占める。 総漁獲量の出典：Overview of Tuna Fisheries in the Western and Central Pacific Ocean, Including Economic Conditions – 2023 (WCPFC-SC20-2024/GN-WP-01rev1)							
資源管理の 目標と取組 内容	資源管理の目標	中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)での合意等に従い、漁獲がないと仮定した場合の親魚資源量に対する、親魚資源量の割合(50.5パーセント)を維持する。						
	協定の取組内容	年間45日以上の日数を、入港休漁日とする。						
	その他の管理措置							
履行の状況  ○:全参加者履行 ×:上記以外		単位	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	備考
	履行状況	-	○	○	取組中			履行の状況は、当該資源管理協定に参加する海外まき網漁業29隻又は26隻について、履行確認期間である4月～3月間で集計。
	参加隻数	隻	29	26	26			
	取組内容	日	1隻45日	1隻45日	1隻45日			
資源状況	取組実績	日	1隻平均102日	1隻平均116日	取組中			
	中西部太平洋漁業委員会における最新の資源評価（2022年）は、最近の親魚の減耗率 ( $SB_{recent}/SB_{F=0}$ ) の中央値を0.51（51%）としており、資源管理目標を満たしている。また、資源は過剰漁獲されておらず、乱獲状況ではない（not overfished nor under going overfishing）と推定されている。							
取組の評価	評価内容	取組の効果があり継続する ・ 効果はあったが改良が必要である ・ 効果は認められず改良が必要である ・ 想定外の外部要因により効果は判定できない (外部要因を考慮した取組の改良が必要)						
	取組の改良点等	入港休漁による漁獲努力量の削減を確実に実施し、資源の保全に貢献した結果、資源は過剰漁獲されておらず乱獲状況でもないとされている。取組の効果があり、本取組を継続する。						
	特になし							

## &lt;取組の概要と評価（対象の資源ごとに作成）&gt;

対象の資源名	きはだ 中西部太平洋条約海域（資源管理基本方針別紙3-5）										
対象資源の総漁獲量に対する 協定参加者の漁獲量の割合(令和4年度)	中西部太平洋条約海域における令和5年の総漁獲量（全世界）は74.7万トン。これに対し、協定参加者による漁獲量は2.8万トンであり、海域全体の約3.8%を占める。 総漁獲量の出典：Overview of Tuna Fisheries in the Western and Central Pacific Ocean, Including Economic Conditions – 2023 (WCPFC-SC20-2024/GN-WP-01rev1)										
資源管理の 目標と取組 内容	資源管理の目標	中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）での合意に従い、暫定的に、漁獲がないと仮定した場合に推定される親魚資源量に対する実際の親魚資源量の割合の平成24年（2012年）から平成27年（2015年）までの期間における平均値（44%）以上に（親魚資源量）を維持する（（ ）内の数値は作成者が追記）									
	協定の取組内容	年間45日以上の日数を、入港休漁日とする。									
	その他の管理措置										
履行の状況  ○:全参加者履行 ×:上記以外	単位	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	備考				
	履行状況	-	○	○	取組中		履行の状況は、当該資源管理協定に参加する海外まき網漁業29隻又は26隻について、履行確認期間である4月～3月間に集計。				
	参加隻数	隻	29	26	26						
	取組内容	日	1隻45日	1隻45日	1隻45日						
資源状況	取組実績	日	1隻平均102日	1隻平均116日	取組中						
	中西部太平洋漁業委員会における最新の資源評価は、令和1年（2018年）から令和3年（2021年）の親魚の減耗率（ $SB_{recent}/SB_{F=0}$ ）の中央値の平均を0.47（47%）としており、資源管理目標を満たしている。また、資源は過剰漁獲されておらず（not in a overfished condition）、乱獲状況ではない（not experiencing overfishing）と推定されている。										
取組の評価	取組の効果があり継続する	・ 効果はあったが改良が必要である ・ 効果は認められず改良が必要である ・ 想定外の外部要因により効果は判定できない（外部要因を考慮した取組の改良が必要）									
	評価内容	入港休漁による漁獲努力量の削減を確実に実施し、資源の保全に貢献した結果、資源は過剰漁獲されておらず乱獲状況でもないとされている。取組の効果があり、本取組を継続する。									
	取組の改良点等	特になし									

## &lt;取組の概要と評価（対象の資源ごとに作成）&gt;

対象の資源名	めばち 中西部太平洋条約海域（資源管理基本方針別紙3-1）										
対象資源の総漁獲量に対する 協定参加者の漁獲量の割合(令和4年度)	中西部太平洋条約海域における令和5年の総漁獲量（全世界）は14.0万トン。これに対し、協定参加者による漁獲量は0.2万トンであり、海域全体の約1.7%を占める。 総漁獲量の出典：Overview of Tuna Fisheries in the Western and Central Pacific Ocean, Including Economic Conditions – 2023 (WCPFC-SC20-2024/GN-WP-01rev1)										
資源管理の 目標と取組 内容	資源管理の目標	中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）での合意に従い、暫定的に、漁獲がないと仮定した場合に推定される親魚資源量に対する実際の親魚資源量の割合を、平成24年（2012年）から平成27年（2015年）までの期間における平均値（34%）以上に維持する（（ ）内の数値は作成者が追記）									
	協定の取組内容	年間45日以上の日数を、入港休漁日とする。									
	その他の管理措置										
履行の状況  ○:全参加者履行 ×:上記以外	単位	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	備考				
	履行状況	-	○	○	取組中		履行の状況は、当該資源管理協定に参加する海外まき網漁業29隻又は26隻について、履行確認期間である4月～3月間に集計。				
	参加隻数	隻	29	26	26						
	取組内容	日	1隻45日	1隻45日	1隻45日						
資源状況	取組実績	日	1隻平均102日	1隻平均116日	取組中						
	中西部太平洋漁業委員会における最新の資源評価は、令和1年（2018年）から令和3年（2021年）の親魚の減耗率（ $SB_{recent}/SB_{F=0}$ ）の中央値の平均を0.35（35%）としており、資源管理目標を満たしている。また、資源は過剰漁獲されておらず（not in a overfished condition）、乱獲状況ではない（not experiencing overfishing）と推定されている。										
取組の評価	取組の効果があり継続する	・ 効果はあったが改良が必要である ・ 効果は認められず改良が必要である ・ 想定外の外部要因により効果は判定できない（外部要因を考慮した取組の改良が必要）									
	評価内容	入港休漁による漁獲努力量の削減を確実に実施し、資源の保全に貢献した結果、資源は過剰漁獲されておらず乱獲状況でもないとされている。取組の効果があり、本取組を継続する。 なお、日本の海まき漁船による漁獲量は令和1年から令和5年の5年間で4,997トンから2,328トンに減少している。これは、日本の海まき業界が、めばちの混獲をもたらすFADs操業ではなく、かつおやきはだの素群れ操業を推奨しているためであり、この点からもめばち資源の保存に貢献している。									
	取組の改良点等	特になし									

## <取組の概要と評価（対象の資源ごとに作成）>

Ver.20250902

対象の資源名	かつお インド洋協定海域（資源管理基本方針別紙3-4）							
対象資源の総漁獲量に対する 協定参加者の漁獲量の割合(令和4年度)	インド洋協定海域における令和4年の総漁獲量（全世界）は66.6万トン。これに対し、協定参加者による漁獲量は0トン。 総漁獲量の出典：Status Summary for Species of Tuna and Tuna-like Species under the IOTC Mandate, as well as Other Species Impacted by IOTC Fisheries (Appendix 3) (IOTC)							
資源管理の 目標と取組 内容	資源管理の目標	インド洋まぐろ委員会（IOTC）での合意等に従い、漁獲がないと仮定した場合の親魚資源量の40パーセントの値とする。						
	協定の取組内容	年間45日以上の日数を、入港休漁日とする。						
	その他の管理措置							
○:全参加者履行 ×:上記以外	履行の状況	単位	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	備考
	履行状況	-	—	—	—	—	—	インド洋協定海域には令和4年4月から令和6年12月まで出漁していない
	参加隻数	隻	29	26	26	—	—	
	取組内容	日	—	—	—	—	—	
	取組実績	日	—	—	—	—	—	
資源状況	インド洋マグロ類委員会における最新（2023年）の資源評価は、親魚資源量は最大持続生産量を達成する親魚量を上回っているとしている。また、資源は過剰漁獲されておらず（not overfished）、乱獲状況ではない（not subject to overfishing）と推定されている。							
取組の評価	取組の効果があり継続する ・ 効果はあったが改良が必要である ・ 効果は認められず改良が必要である ・ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">想定外の外部要因により効果は判定できない</span> (外部要因を考慮した取組の改良が必要)							
評価内容	漁獲が不安定であること、主漁場である西側海域に海賊問題が存在すること、燃油価格が高騰したこと等により、出漁していないことから「想定外の外部要因により効果は判定できない」と評価した。							
取組の改良点等	現状の課題が解決され、出漁した場合には、現在の取組の内容を継続する。							

## <取組の概要と評価（対象の資源ごとに作成）>

対象の資源名	きはだ インド洋協定海域（資源管理基本方針別紙2-35）							
対象資源の総漁獲量に対する 協定参加者の漁獲量の割合(令和4年度)	インド洋協定海域における令和4年の総漁獲量（全世界）は41.0万トン。これに対し、協定参加者による漁獲量は0トン。 総漁獲量の出典：Status Summary for Species of Tuna and Tuna-like Species under the IOTC Mandate, as well as Other Species Impacted by IOTC Fisheries (Appendix 4) (IOTC)							
資源管理の 目標と取組 内容	資源管理の目標	インド洋まぐろ類委員会（IOTC）での合意等に従い、暫定的に、最大持続生産量を達成するために必要な資源の水準とする。						
	協定の取組内容	・他漁業種類の団体との調整を踏まえ、協定参加者間の合意に基づき、当該協定参加者による漁獲上限を決め、遵守する。 ・漁業種類間の合意が得られた場合は、配分を融通する。 ・漁獲量の合計が、上記配分に基づく本資源の当該協定参加者による漁獲上限の80%に達した場合、残枠を該当海域で操業している漁船に個別配分する。						
	その他の管理措置							
○:全参加者履行 ×:上記以外	履行の状況	単位	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	備考
	履行状況	-	—	—	—	—	—	インド洋マグロ類委員会が設定する漁獲上限を上限として、日かつ協と共同管理し、漁獲上限の80%に達した場合両者で話し合いを行うこととしている。インド洋協定海域には令和4年4月から令和6年12月まで出漁していないため、取組内容、実績については「—」とした。
	参加隻数	隻	29	26	26	—	—	
	取組内容	日	—	—	—	—	—	
	取組実績	日	—	—	—	—	—	
資源状況	インド洋マグロ類委員会における最新（2021年）の資源評価は、2020年の親魚資源量は最大持続生産量を達成する親魚量の87%（63-110%）のレベルとしている。また、資源は過剰漁獲されており（overfished）、乱獲状況とされている（subject to overfishing）と推定されている。							
取組の評価	取組の効果があり継続する ・ 効果はあったが改良が必要である ・ 効果は認められず改良が必要である ・ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">想定外の外部要因により効果は判定できない</span> (外部要因を考慮した取組の改良が必要)							
評価内容	漁獲が不安定であること、主漁場である西側海域に海賊問題が存在すること、燃油価格が高騰したこと等により、出漁していないことから「想定外の外部要因により効果は判定できない」と評価した。							
取組の改良点等	現状の課題が解決され、出漁した場合には、現在の取組の内容を継続する。							

## &lt;取組の概要と評価（対象の資源ごとに作成）&gt;

対象の資源名	めばち インド洋協定海域（資源管理基本方針別紙2-41）							
対象資源の総漁獲量に対する 協定参加者の漁獲量の割合(令和4年度)	インド洋海域における令和4年の総漁獲量（全世界）は10.2万トン。これに対し、協定参加者による漁獲量は0トン。 総漁獲量の出典：Status Summary for Species of Tuna and Tuna-like Species under the IOTC Mandate, as well as Other Species Impacted by IOTC Fisheries (Appendix 2) (IOTC)							
資源管理の 目標と取組 内容	資源管理の目標	インド洋まぐろ類委員会（IOTC）での合意等に従い、親魚資源量及び漁獲圧力を最大持続生産量を達成するために必要な水準に維持する。						
	協定の取組内容	年間45日以上の日数を、入港休漁日とする。						
	その他の管理措置							
○:全参加者履行 ×:上記以外	履行の状況	単位	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	備考
	履行状況	-	—	—	—	—	—	インド洋協定海域には令和4年4月から令和6年12月まで出漁していない
	参加隻数	隻	29	26	26	—	—	
	取組内容	日	—	—	—	—	—	
	取組実績	日	—	—	—	—	—	
資源状況	インド洋マグロ類委員会における最新（2022年）の資源評価は、2021年の親魚資源量は最大持続生産量を実現する親魚量の90%（75-105%）のレベルとし、漁獲死亡係数は最大持続生産量を実現する漁獲死亡係数の1.43倍（1.1-1.77倍）としている。また、資源は過剰漁獲されており（overfished）、乱獲状況とされている（subject to overfishing）と推定されている。							
取組の評価	取組の効果があり継続する ・ 効果はあったが改良が必要である ・ 効果は認められず改良が必要である ・ 想定外の外部要因により効果は判定できない（外部要因を考慮した取組の改良が必要）							
評価内容	漁獲が不安定であること、主漁場である西側海域に海賊問題が存在すること、燃油価格が高騰したこと等により、出漁していないことから「想定外の外部要因により効果は判定できない」と評価した。							
取組の 改良点等	2022年5月のIOTC年次会合において、めばちのMP（管理方式）が採択され、2023年5月の年次会合にて国別漁獲上限を含む管理措置が採択されたことから、現状の課題が解決され、出漁した場合には、きはだと同様の管理措置の導入を検討する。							

## &lt;資源管理協定全体の協定参加者による検証及び改良点等&gt;

判定	取組の効果があり継続する ・ 効果はあったが改良が必要である ・ 効果は認められず改良が必要である ・ 想定外の外部要因により効果は判定できない（外部要因を考慮した取組の改良が必要）
検証内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・かつお 中西部太平洋条約海域：全体の漁獲量に占める割合は6.2%であるが、漁獲努力量の削減に一定程度の効果があった。</li> <li>・きはだ 中西部太平洋条約海域：全体の漁獲量に占める割合は3.8%であるが、漁獲努力量の削減に一定程度の効果があった。</li> <li>・めばち 中西部太平洋条約海域：全体の漁獲量に占める割合は1.7%であるが、漁獲努力量の削減に一定程度の効果があった。</li> </ul> <p>なお、本海域における日本の海まき漁船によるめばちの漁獲量は令和1年から令和5年の5年間で4,997トンから2,328トンに減少している。これは、日本の海まき漁船が、めばちの混獲をもたらすFADs操業ではなく、かつおやきはだの素群れ操業を推進しているためと考えられ、この点からもめばち資源の保存に貢献している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・インド洋協定海域のかつお、きはだ及びめばちについては、インド洋協定海域に出漁していないため、効果は判定できない。</li> </ul>

## ※以下、該当する場合に作成

## &lt;資源管理協議会等による検証を受けての対応&gt;

記載年月日： 年 月 日

対応	—
----	---

資源管理協定の中間時検証結果

上記について、資源管理協議会等における検証結果は以下のとおり。

検証年月日：2025年 6月 13日

判定	「取組の効果があり継続する」
検証内容	<p>協定が対象とする全ての特定水産資源について、「想定外の外部要因により効果は判定できない」と判定される（詳細は以下のとおり）。</p> <p>協定が対象とする全ての特定水産資源以外の水産資源（「想定外の外部要因により効果は判定できない」と判定された資源は除く。）について、資源管理の目標を達成しているため、取組の効果があると認められる。加えて、取組内容については、取組実績との間に著しい乖離があるとは言えず、資源管理の目標については、地域漁業管理機関の合意に基づいており、いずれも継続が妥当と認められる。このため、「取組の効果があり継続する」と判定し、特定水産資源以外の水産資源全体として「取組の効果があり継続する」と判定する。</p> <p>以上から、協定全体として「取組の効果があり継続する」と判定する。</p> <p>&lt;想定外の外部要因により効果は判定できないと判定された資源とその具体的な外部要因&gt;</p> <p>かつお（インド洋協定海域）、きはだ（インド洋協定海域）、めばち（インド洋協定海域）については、協定施行以降これらの漁場に出漁しておらず漁獲実績がないことから、取組の効果が判定できないと認められる。このため、「想定外の外部要因により効果は判定できない」と判定する。</p>